



東大阪市と一般社団法人 OSAKA ゼロカーボンファウンデーションとのパートナーシップ協定

東大阪市（以下「甲」という。）と一般社団法人 OSAKA ゼロカーボンファウンデーション（以下「乙」という。）は、以下のとおりパートナーシップ協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙のそれぞれが持つ資源や特長を生かしながら連携協力し、東大阪地域における脱炭素化の促進に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項（以下「連携協力事項」という。）について、連携し協力するものとする。

- （1）事業者の脱炭素化に向けた取り組みの促進に関すること
- （2）環境教育や環境学習等を通じた幅広い世代に対する環境問題への意識啓発に関すること
- （3）その他、本協定の目的に沿った東大阪市の活動支援に関すること

2 具体的な実施事項については、双方協議のうえ合意により決定する。

（守秘義務）

第3条 甲と乙は、前条の連携及び協力に基づく活動において知り得た相手方の秘密情報について、事前に相手方の書面による承諾を得ずに第三者に開示・漏洩してはならない。

2 甲と乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（協定の見直し）

第4条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙から書面による申出のない場合は、更に1年間、本協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

（協定の解除）

第6条 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を申し出る場合、解除予定日の1か月前までに書面によって相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。

(反社会的勢力の排除)

第7条 甲と乙は、相手方に対して、次の各号について表明し保証する。

- (1) 自らが「東大阪市暴力団排除条例」に定める暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者（以下、「反社会的勢力」という。）のいずれにも該当しないこと
- (2) 反社会的勢力との関係を一切遮断していること
- (3) 将来にわたり反社会的勢力との関係を遮断すること

2 甲と乙は、相手方に対して、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

- (1) 脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求
- (2) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いた信用毀損又は業務妨害
- (3) その他前各号に類似するいかなる行為

3 甲と乙は、相手方が前項各号のいずれかの行為を行った場合、当該相手方に対して何らかの通知をすることなく本協定を解除することができる。

(疑義の決定)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義等が生じたときは、甲乙誠意を持って協議の上、決定するものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方の署名のうえ、各自1通を保有する。

令和4年8月3日

甲 大阪府東大阪市荒本北一丁目1番1号
東大阪市

代表者 東大阪市長 (自署)

乙 大阪府岸和田市地蔵浜町11番地の1
一般社団法人 OSAKA ゼロカーボンファウンデーション

代表理事 (自署)